

平成26年4月21日

安平町暴力団の排除の推進に関する条例に関する意見募集

暴力団は、暴力やこれを背景とした、資金獲得活動により、町民や事業者等に多大な脅威を与え、健全な社会経済活動の発展にも悪影響を与えています。

このような現状を打開するため、北海道では、平成24年4月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されました。安平町においても、町民、事業者等、行政が一体となって暴力団排除を推進し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的として、「安平町暴力団の排除の推進に関する条例（案）」を作成しました。この条例案に町民の皆様の意見を反映するため、意見提出手続制度「パブリックコメント手続」を実施いたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せ下さい。

【募 集 要 領】

●意見を募集しようとする資料

安平町暴力団の排除の推進に関する条例（案）

※この資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。
※また、資料及び提案用紙等は総務課及び追分庁舎住民総合相談室に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、次の担当係にご一報ください。郵送などの方法でお届けします。

総務課情報グループ TEL 22-2511

●意見提出方法及び場所

①備付及び任意による書面の場合

総務課、追分庁舎住民総合相談室までお届けください。（郵送可）

※郵送先 059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 総務課 情報グループ

②ファクシミリの場合 総務課「22-2026」

※提案用紙を総務課まで送信ください。

③電子メール（総務課：bousai@town.abira.lg.jp）

※提案書添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

※正確な意見内容を把握することから、電話での意見は受付しませんのでご了承ください。

●意見募集期間

4月21日（木）～5月20日（月）

●**提案対象者**

今回は、本町の区域内に住所を有する高校生以上の町民の皆様としますのでご了承ください。

●**意見集約による公表及び意見に対する応答**

①町ホームページにより集約した皆様の意見と、町の考え方等を公表します。

②総務課、追分庁舎住民総合相談室において、上記と同様に公表します。

※必要に応じて提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等を説明します。

※提案書等については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前は必ず記載してください。

●**問合せ** 〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場 総務課情報グループ

TEL22-2511